

(平成21年1月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から46年12月まで

昭和55年6月ごろ、村役場から国民年金保険料の未納があるので特例納付で納付できるとの電話連絡があった。実家の両親に給料を全額預けていたので両親に確認したところ、保険料を納め忘れたと聞いた。当初、結婚前の未納期間に係ることでもあり、両親が保険料を納めるとのことになっていたが、夫に相談したところ、納めてくれると聞いてありがたく思った。その後、夫が農協の口座から約10万円を引き出して保険料を納付してくれたのでほっとした。申立期間の保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和55年6月ごろ、村役場から国民年金保険料の未納の連絡があり、当初、結婚前の未納期間に係ることなので、両親が保険料を納めることになっていたが、夫に相談したところ、納めてくれると聞いてありがたく思った。」と主張しているところ、申立人の夫も当時のことを鮮明に記憶しており、「申立期間の保険料を納付した。」と証言しているとともに村役場において、第3回目の特例納付制度を村の広報誌で村民に周知していたことが確認でき、特例納付の勧奨も行っていたとの元村役場職員の証言もあり、申立内容には信憑性が認められる。

また、申立人の夫が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間について、特例納付制度を利用して納付した場合に必要な保険料合計額とほぼ一致しており、申立人の夫が保険料を納付した農協では、特例納付に係る保険料を取り扱っていたことを確認済みである。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については、過年度納付制度を利用して国民年金保険料を納付し、国民年金の任意加入、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を適切に行い、保険料を納付し続けており、年金制度をよく理解し、納付意識も高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

私は、兄と二人で左官業を営んでおり、昭和48年12月に結婚するまで、兄が、私の給料から国民年金保険料を差し引いて、兄自身の保険料と共に私の保険料を市役所支所に納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和39年4月から、申立期間を含め、48年12月に結婚するまでの国民年金保険料について、その兄が納付していたと主張しているところ、その兄は、国民年金制度発足当初の36年4月から、申立期間を含め、60歳に至るまでの保険料を完納している上、「弟が結婚するまでは、弟に支払う給料から国民年金保険料を差し引いて、二人分の保険料を私が納付していた。」と証言しており、申立人の申立期間前後が納付済みであることを踏まえると、その兄が、自分の保険料を納付しながら、弟である申立人の保険料を、申立期間の6か月間だけ納付しなかったとは考え難い。

なお、申立人は、昭和48年12月の結婚後は自分で国民年金保険料を納付し続け、60歳に至るまでの保険料を納付後、平成20年4月から同年9月までの期間について任意加入により保険料（付加保険料を含む。）を前納し、40年間分の保険料をすべて納付していることから、年金制度をよく理解し、納付意識は高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年2月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年2月から同年4月まで
20歳になった平成9年1月ごろ、母が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、父のA銀行B支店の口座から口座振替されていたが、10年10月に住所変更したことに伴い、同年同月分から口座振替が停止した。その後、母が11年5月に、再度父の口座からの口座振替の手続きを行ったが、その間の保険料は、母が現金で納付したはずであり、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B市が保管する国民年金納付方法入力データ（電算記録）により、申立人が、平成9年2月1日から10年10月20日まで、国民年金保険料の納付方法を口座振替としていたことが確認できるとともに、A銀行B支店が保管する国民年金収納金預金口座振替依頼書により、申立人が、11年5月に再度口座振替の手続きを行っていることが確認できることから、申立内容には信憑性が認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人が、口座振替停止期間である平成10年10月から11年4月までの7か月分のうち、申立期間を除く、10年10月から11年1月までの国民年金保険料を11年4月に一括納付していることが確認できることから、申立人の母親が、申立期間の3か月だけを納付しないまま再度口座振替の手続きを行ったとは考え難い。

なお、申立人は、申立期間以外の、平成12年10月から13年7月までの期間及び13年11月から17年4月までの期間の国民年金保険料が未納となっていることについて、「当該期間については口座振替も現金納付も行っていない。」と正直に説明している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年12月まで

国民年金制度が始まった昭和36年4月当時、国民年金は任意加入だったので加入しなかったが、45年か46年ごろ、友達に勧められて、国民年金の任意加入手続を行った。また、市役所の職員に、国民年金の加入期間が短く年数が足りないのでまとめて国民年金保険料を納付するように言われたため、50年12月ごろ、申立期間の保険料をまとめて納付したにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年又は46年ごろ、友達に勧められて国民年金の任意加入手続を行ったと主張しているが、申立人が唯一交付されたと記憶している年金手帳（49年11月以降に発行されている表紙がオレンジ色調のもの）及び社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人が51年1月1日付けで初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和50年12月ごろ、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、申立人の申立期間については、その夫が厚生年金保険の被保険者であることから、国民年金の任意加入期間に該当し、当時実施されていた特例納付制度（強制加入被保険者が対象）によりさかのぼって保険料を納付することは制度的にできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したとした場合、その納付金額は約16万円となるが、申立人は納付金額についての記憶が無い上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、

家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 4 月まで

申立期間当時同居していた養父から、「国民年金が始まったので、加入
手続をした。」と聞いたことがあるので、国民年金制度発足当初に養父が
私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずであり、以後は、養父が集金
により私の国民年金保険料を納付してくれたはずであるにもかかわらず、
申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和 38 年 5 月から厚生年金保険に加入している
ことから、35 年 10 月から 38 年 4 月までの国民年金手帳記号番号払出簿を確認
したが、申立人の名前は無く、申立人が国民年金に加入していたことをう
かがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行ったとするその養父から国民年
金手帳を受け取った記憶が無い上、「薄緑色の手帳を見たことがあるような
気がする。」としているが、申立期間当時使用されていた国民年金手帳の色
調とは異なっており、国民年金加入に係る記憶が曖昧である。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行った
とするその養父は既に他界しており、申立人は国民年金の加入手続及び保険
料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付についての実態が
不明であるとともに、申立人は、その養父が昭和 38 年 1 月に他界した後の
保険料納付についても記憶していない上、申立人が申立期間について保険料
を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立
期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。